④

浜松こども館・
浜松市立青少年の家

指定管理者申請規定集

令和５年６月
浜松市こども家庭部
次世代育成課

浜松こども館・浜松市立青少年の家指定管理者申請　規定集　目次

Ⅰ　共通

Ⅰ－１　浜松市指定管理者制度の実施に関する基本方針　・・・・３
Ⅰ－２　浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例　・・・・11
Ⅰ－３　行政財産の使用許可に関する事務処理要領　・・・・15
Ⅰ－４　こども家庭部指定管理者選定会議設置要綱　・・・・25

Ⅱ　浜松こども館

Ⅱ－１　浜松こども館条例　・・・・29
Ⅱ－２　浜松こども館条例施行規則　・・・・33
Ⅱ－３　浜松こども館管理要綱　・・・・37
Ⅱ－４　浜松こども館の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準　・・・・39

Ⅲ　浜松市立青少年の家

Ⅲ－１　浜松市立青少年の家条例　・・・・45
Ⅲ－２　浜松市立青少年の家条例施行規則　・・・・55
Ⅲ－３　浜松市立青少年の家管理要綱　・・・・59
Ⅲ－４　浜松市立青少年の家の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準　・・・・71

Ⅰ　共通

～　　このページは白紙です　　～

Ⅰ－１

浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針

第１章　総則

（目的）

第１条　この基本指針は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせること（以下「指定管理者制度」という。）に関する基本的事項を定める。

（指定管理者制度を実施する際の原則）

第２条　指定管理者制度を実施する際は、次の原則を遵守するものとする。

(1)　市民サービスの維持・向上

指定管理者制度は、市民サービスの維持・向上を図るなかで事業の効率化を行うものでなければならない。

(2)　官民パートナーシップと適切なリスク分担

指定管理者制度の実施に際しては、官民の対等なパートナーシップの下、施設設置者としての市と実施者としての指定管理者の適切なリスク分担を図らなければならない。

(3)　公平・公正な競争条件の確保

指定管理者制度の実施に際しては、事業者間の公平・公正な競争条件を確保しなければならない。

(4)　民間活力とノウハウの活用

指定管理者制度は、事業者の経験・知識の活用と創意工夫を可能とするものでなければならない。

(5)　情報の公開

指定管理者制度に係る公の施設、制度、手続等に関する情報は、個人情報に該当するもの、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を除いて、公開しなければならない。

第２章　指定管理者の導入時における基準

（指定管理の対象施設）

第３条　浜松市においては、次に掲げる公の施設（「対象外施設」という。）を除く公の施設（以下「対象施設」という。）について、指定管理者の導入対象とする。

(1)　保健所、保健福祉センター

(2)　道路及び河川

(3)　学校及び保育所

(4)　概ね５年以内に廃止を予定している施設

（指定管理者導入・非導入の判断基準）

第４条　前条に規定する対象施設のうち、次の各号に掲げるものを除き、指定管理者の導入を行うものとする。

(1)　地域住民が利用することを目的として設置された小規模施設

(2)　市が直接管理することが施設の効用を図る上で望ましい施設

(3)　市が直接実施すべき業務と一体として管理している施設

(4)　導入することによる財政的効果が見込めない施設

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が市が直接管理することが必要と認める施設

２　前項の規定により、導入しないこととした場合においては、当該施設の名称及びその理由を公表しなければならない。

３　第１項の規定により、導入しないこととした施設については、定期的にその導入の可否について、見直しを図るものとする。

（指定管理者の導入時における手続）

第５条　指定管理者を新たに導入しようとするときは、当該公の施設を所管する部長（以下「施設所管部長」という。）が指定管理者制度を所管する部長に協議し、指定管理者制度を所管する部長が別に定めるところにより条例の改正、その他必要な手続を行う。

（指定管理者公募・非公募の判断基準）

第６条　指定管理者の指定は、次に掲げる公の施設を除き、公募を行うものとする。

(1)　コミュニティ施設その他地域に密着した公の施設で、当該地域住民に管理させる必要性が大きいもの

(2)　市の政策を担い得ると認める者が市の重要施策を推進するための公の施設（市が同等の施設として複数設置するものを除く。）

(3)　ＰＦＩ事業又はこれに準ずる事業により管理運営を行う施設で、事業者が既に決定しているもの

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が公募を行わないことについて、特別な理由があると認める施設

２　前項の規定により、公募を行わない場合においては、当該施設の名称及びその理由を公表しなければならない。

（指定管理者への創意工夫を支援するための措置）

第７条　市は、利用者サービスの向上のため、指定管理者の創意工夫を支援するための措置を講ずるものとする。

(1)　利用料金制導入の拡大

(2)　利用日の増加、利用時間の延長の弾力化

(3)　指定管理者による施設設備の設置又は修繕の申し出への柔軟な対応
(4)　指定に係る公の施設の行政財産の使用許可の弾力化
(5)　指定管理料の精算におけるインセンティブの付与
(6)　その他指定管理者からの提案に対する柔軟な対応

2　前項の措置を行うため、施設所管部長は、指定管理者（指定管理者の指定を受けようとする者を含む。）の意見を聴かなければならない。

第３章　指定管理者選定の基準及び手続

（指定管理者の申請者要件）

第８条　次に掲げる者は、指定管理者の申請者となることができない。
(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体
(2)　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体
(3)　浜松市から入札参加停止を受けている団体
(4)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体
(5)　暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
(6)　法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体
(7)　浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）
(8)　浜松市の市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）
(9)　第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体
(10)　同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体

（指定管理者の選定基準）

第９条　指定管理者の選定基準は、次のとおりとする。

(1)　住民の平等利用の確保が図られること。

(2)　施設の効用が発揮されるものであること。

(3)　管理経費の縮減につながるものであること。

(4)　施設の運営方針及び業績目標が明確なものであること。

(5)　指定管理者が管理を安定して行う物的・人的・財政的能力があること。

２　前項に掲げるもののほか、施設の設置目的等に応じ、次に掲げる事項を加えることができる。

(1)　利用者アンケート等によるニーズを反映させる事業に係る事項

(2)　施設の効果的な広報に係る項目や各種施策との連携に係る事項

(3)　ボランティアやNPOとの協働に係る事項

(4)　その他指定管理者の申請者間の公平性を損なわない範囲において必要な事項

（第三者を加えた指定管理者選定会議）

第１０条　指定管理者の選定は、庁内会議として部を単位に設置する指定管理者選定会議において行う。この場合において、各指定管理者選定会議には、当該公の施設の事業内容に関する知識経験を有する者を加えなければならない。

２　前項の指定管理者選定会議は、当該施設所管部長が主宰する。

３　前２項に掲げるもののほか、指定管理者選定会議の運営に関し必要な事項は、指定管理者制度を所管する部長が別に定める。

（指定期間）

第１１条　指定管理者の指定期間は、次表に掲げるとおりとする。この場合において、５年を超える指定期間としようとするときは、当該施設所管部長は、指定管理者制度を所管する部長に協議しなければならない。

公の施設の区分	標準的な指定期間
貸し館その他施設の管理を主とする施設	３年
市の施策の実施を主とする施設	５年
施設の設置目的、専門性等から５年以下では指定管理者の利点が活かせないと認められる施設	５年を超え１０年以下
ＰＦＩ事業に係る施設	１０年を超える必要期間

２　前項の規定にかかわらず、施設所管部長は、同項に規定する期間より長い指定期間又は短い指定期間とすることができる。この場合においては、当該施設所管部長は、指定管理者制度を所管する部長に協議しなければならない。

（選定基準及び選定結果の公表）

第１２条　施設所管部長は、指定管理者の選定に当たっては、市ホームページへの掲載その他の方法により選定基準及び選定の結果を公表しなければならない。

第４章　指定管理者との協定書の締結

（協定書の基本）

第１３条　市が指定管理者との間で締結する協定書は、次に掲げる事項を基本とする。

(1)　指定管理者の行う業務の範囲及び果たすべき義務が明確であること。

(2)　事業実施において指定管理者と市の負担すべき経費の分担が明確であること。

(3)　指定管理者と市の責任の所在及びリスク分担が明確であること。

(4)　その他施設の管理運営に関する基本的事項が記載されていること。

（基本協定と年度協定）

第１４条　協定書は、指定期間全体に関する基本協定と年度ごとの年度協定とする。

２　基本協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

(1)　公の施設の設置目的

(2)　指定管理者の行う業務及び果たすべき義務

(3)　指定期間

(4)　指定管理料に関する事項

(5)　開館時間、休館日等に関する事項

(6)　利用許可に係る事項

(7)　利用料金及び利用料金の減免に係る事項

(8)　指定管理者と市の負担すべき経費の基準

(9)　施設・設備の整備及び修繕に関する事項

(10)　事故又は災害の発生時における対応体制、リスク管理及び責任分担に関する事項

(11) 行政財産の目的外使用に関する事項

(12) 施設利用者等の個人情報の保護に関する事項

(13) 業務に係る情報公開について指定管理者及び市の取るべき措置に関する事項

(14) 指定管理者事業の一部の第三者への委託に関する事項

(15) 施設の運営方針及び業績目標の設定に関する事項

(16) 事業報告に関する事項

(17) 暴力団の排除に関する事項

(18) 事業の引継ぎ及び引継ぎに係る経費負担に関する事項

(19) 指定の取消しに関する事項

3　年度協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

(1)　当該年度の事業実施に関する事項

(2)　当該年度における事業実施体制に関する事項

(3)　当該年度における施設設備の改修・修繕に関する事項

(4)　当該年度におけるリスク管理及び責任分担に関する事項

（指定管理者の提供する市民サービス水準の監視体制）

第１５条　指定管理者の提供する市民サービス水準の監視体制は、次のとおりとする。

(1)　指定管理者による自己チェック

①　日報の作成（毎日）

②　事故、苦情等の記録作成及び報告（発生時）

③　月次報告書の作成及び提出（毎月）

④　利用者アンケートの実施及び結果報告（随時）

⑤　年次報告書の作成及び提出（年度終了時）

⑥　施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（随時及び年度終了時）

(2)　施設所管部長等による監視

①　月次報告書による業務の履行の確認及びサービス水準の確認（毎月）

②　その他の報告書のチェック（提出時）

③　随時の施設立入確認（毎月～毎４半期）

④　事故等発生時の施設立入確認（発生時）

⑤　年次報告書による業務の履行の確認及びサービス内容の評価並びに指定管理者の経理状況の検査（年度終了時）

⑥　指定管理者への指示及び指定の取消し（随時）

⑦　指定管理者評価シートの作成（年度終了時）

⑧　施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（年度終了時）

⑨　監査委員による監査（随時）

(3)　指定管理者選定会議による事後評価

①　指定管理者選定会議の所管する施設の現地調査（年度終了時）

②　施設所管部長が作成する指定管理者評価シート等による事後評価（年度終了時）

（指定管理者選定会議による事後評価）

第１６条　指定管理者選定会議は、毎年度、施設所管部長が作成する指定管理者評価シート、指定管理者が提出した報告書等に基づき、指定管理者の業務の履行、提供されたサービス内容その他の管理運営の状況及び指定管理

者の経理状況について評価を行うものとする。この場合においては、施設所管部長は、評価の基準を明確にしておかなければならない。

２　施設所管部長は、指定管理者選定会議の評価結果を踏まえ、基本協定書の改正、翌年度の年度協定書への反映、指定管理者への改善指示その他の必要な措置を行わなければならない。

３　指定管理者選定会議による評価結果は、当該公の施設への掲示、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

第５章　雑則

（情報の公開等）

第１７条　指定管理者の導入、指定管理者の指定手続、指定管理者の施設運営等に関する情報は、積極的に公開するものとする。この場合において、指定管理者の申請における提案内容等のうち当該申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、情報公開条例により必要な保護を行うものとする。

（指定取消しの場合等の例外規定）

第１８条　指定管理者の指定が取り消された場合又は指定管理者の公募を行う公の施設において指定管理者の申し出のなかった場合に備えるため、これらの場合においては、非公募による選定を行い、又は市が当該公の施設を直接管理する旨を条例で規定するものとする。

（公の施設に該当しない施設の管理）

第１９条　公の施設に該当しない行政財産（公用のものを除く。）及び普通財産の管理の委託についても、この基本指針に準じた取り扱いを行うものとする。

（細目）

第２０条　この基本指針に規定するもののほか、この基本指針の運用について必要な事項は、指定管理者制度を所管する部長が定める。

附　則

１　この基本指針は、平成２０年４月１日から施行する。

２　浜松市の公の施設における指定管理者制度の実施に関する基本指針（平成１６年８月制定）は、廃止する。

附　則

１　この基本指針は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

１　この基本指針は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則

1　この基本指針は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則

1　この基本指針は、平成２９年４月１日から施行する。

Ⅰ－２

○浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例

昭和３９年３月３０日
浜松市条例第３４号
改正　昭和４９年９月３０日浜松市条例第６０号
昭和５１年３月２９日浜松市条例第１２号
平成１７年６月１日浜松市条例第１２０号
平成１８年１２月１５日浜松市条例第１３２号
令和４年６月２０日浜松市条例第３２号
〔注〕平成１７年６月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この条例は、別に定めがあるもののほか地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用（以下「目的外使用」という。）の使用料について必要な事項を定める。

（平１８条例１３２・一部改正）

（使用料）

第２条　目的外使用の使用料の年額は、次の各号に定める区分に応じて算定した額を基準とし、行政財産の種類・使用の目的・使用の方法・使用する施設の実損費等を勘案のうえ、市長が定める額とする。

(1) 土地　当該土地について市長が定める単位面積当たりの価額の１００分の６の額に使用面積を乗じて得た額

(2) 建物　当該建物について市長が定める単位面積当たりの価額の１００分の１２の額に使用面積を乗じて得た額へ当該使用面積について前号の規定により算定して得た土地の使用に係る額を加えた額

２　前項の規定にかかわらず、電柱・地下埋設物・架空の工作物等を設置する場合の使用料は、浜松市道路占用料等徴収条例（昭和２８年浜松市条例第４９号）別表に定める額を基準とし、使用の態様に応じ、市長が定める額とする。

（令４条例３２・一部改正）

（使用料の徴収）

第３条　使用料は、前納するものとする。ただし、市長において特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２条に規定する使用料を減免することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（平１８条例１３２・全改）

（使用料の不還付）

第５条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。

(2) 市長が使用の許可を受けた者の責めに帰することができないと認める理由により行政財産を使用することができなくなったとき。

（平１８条例１３２・追加）

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

（平１８条例１３２・旧第５条繰下・一部改正）

附　則

１　この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

（平１７条例１２０・旧附則・一部改正）

２　浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町及び水窪町（以下これらを「編入市町」という。）の編入の日前に編入市町において地方自治法第２３８条の４第４項の規定による許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、当該許可を受けている期間に限り、それぞれ浜北市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和４４年浜北市条例第３１号）、天竜市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成８年天竜市条例第３号）、行政財産の目的外使用に関する条例（昭和５６年舞阪町条例第１０号）、雄踏町行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和４９年雄踏町条例第２３号）、水窪町行政財産の使用料条例（平成１３年水窪町条例第８号）又は湖東環境衛生施設組合行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成７年湖東環境衛生施設組合条例第３号）の例による。

（平１７条例１２０・追加）

附　則（昭和４９年９月３０日浜松市条例第６０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年３月２９日浜松市条例第１２号）

１　この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年６月１日浜松市条例第１２０号）

この条例は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月１５日浜松市条例第１３２号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定（「第２３８条の４第４項の規定に基づき、」を「第２３８条の４第７項の規定による」に改める部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成１８年法律第５３号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成１９年３月１日）から施行する。

附　則（令和４年６月２０日浜松市条例第３２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

～　このページは白紙です　～

Ⅰ－３

行政財産の使用許可に関する事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）に関する浜松市行政財産の目的外使用許可に関する使用料条例（昭和３９年条例第３４号。以下「条例」という。）及び浜松市公有財産管理規則（昭和３９年規則第３０号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

（使用許可の範囲等）

第２条　使用許可をすることができる範囲は、次の各号の一に該当するときに限るものとする。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するとき。

(2) 市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐又は代行（公の施設における指定管理者による管理を含む。以下同じ。）する者が、当該補佐又は代行する事務及び事業の用に供するため使用するとき。

(3) 運輸、電気、水道、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。

(4) 公の施設の利用者の便宜又は職員の福利厚生のために食堂、売店等を経営させ、又は指定金融機関等に現金自動預金支払機等を設置させるとき。

(5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。

(6) 学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に短期間使用させるとき。

(7) 不特定多数の者を対象とした産業振興、地域活性化を主な目的とする事業の用途に短期間使用させるとき

(8) 職員の健康管理を図るため設置する健康保険組合又は共済組合等の事務の用に供するため使用させるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、市がその事務及び事業を遂行するため施設を提供するものであるから使用許可の対象としない。

(1) 庁舎等に派遣される指定金融機関等の執務場所。ただし、一般銀行業務が併せて営まれている場合は、総体をもって使用許可を必要とする。

(2) 市政記者室

(3) 市が業務を補佐又は代行させた場合における当該業務の執行場所。この場合、契約書に市が当該業務の受託者に対して当該施設を提供することを明記しなければならない。ただし、市が委託した業務以外の業務が併せて営まれている場合は、総体をもって使用許可を必要とする。

(4) 公衆電話委託契約による電話の設置場所

(5) 市の要請による郵便差出箱又は公衆電話所の設置場所

（行政財産使用許可申請書の添付書類）

第３条　規則第９条第１項の規定により行政財産使用許可申請書を提出させるときは、次の各号に掲げる書類を添付させなければならない。ただし、当該申請書により使用物件及び使用目的等が明確に判断できる場合は、その一部を省略することができる。

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 求積図（使用面積がわかるもの。なお、専用車両があれば駐車場を使用面積に算入する。）

(4) 構造図（設置する構造物がわかるもの）

(5) その他使用目的等を明らかにする書類

（標準処理期間）

第４条　行政財産使用許可申請書を受理したときは、受理した日から起算して１０日以内に申請に係る行政財産の使用を許可するか否かの決定をするものとする。

（使用期間）

第５条　使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、１年以内とする。ただし、電柱、地下埋設物、架空の工作物等（以下「電柱等」という。）を設置する場合は、３年以内とする。なお、特に必要があると認められるときは、これらの期間より長い期間とすることができる。

２　前項に規定する使用期間は、更新をすることができる。

３　年度途中において使用許可をする場合で、使用期間を更新することが予想されるときは、使用期間は３月３１日までとする。ただし、使用期間が３年以内の場合で、使用期間を更新することが予想されるときは、使用期間は３年を超えない３月３１日までとする。

（使用許可の取り消し）

第６条　次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 市において使用許可をした物件を、公用又は公共の用に供する必要があるとき。

(2) 使用者が、許可の条件に違反する行為があると認められるとき。

２　前項第１号の規定により使用許可を取り消す場合は、その３月前までに使用者に通知するように努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときはこの限りでない。

（使用料の算定）

第７条　条例第２条第１項第１号に規定する「当該土地について市長が定める単位面積当たりの価額」は、使用を始める日（使用する日）の属する年度の前年分の１平方メートル当たりの相続税課税標準価格（相続税財産評価に関する基本通達（昭和３９年４月２５日付直資５６直審（資）１７国税庁長官通達）の規定に基づく路線価方式又は倍率

方式によって算定された価格をいう。）とする。

2　前項の規定に係わらず、使用期間が一時的で使用目的が臨時的な場合の単位面積当たりの価額は、使用を始める日（使用する日）の属する年度の前年分の路線価又は１平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額とすることができる。

3　条例第２条第１項第２号に規定する「当該建物について市長が定める単位面積当たりの価額」は、建物の再調達価額から経過年数による償却額を控除した額とする。

4　前３項の規定により算定した単位面積当たりの価格に特によりがたいときは、市長の承認を得て、別に単位面積当たりの価格を定めることができる。

5　条例第２条第２項に規定する電柱等を設置する場合の使用料は、次に掲げる区分により算定する。

(1) 電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２０条第１項に規定する認定電気通信事業者が電柱等を設置する場合は、電気通信事業法施行令（昭和６０年政令第７５号）別表第１に規定する額に相当する額とする。

(2) 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第１７号に規定する電気事業者が電柱等を設置する場合は、前号と同様の取扱いとする。

(3) 前２号に規定するもの以外の場合の使用料は、浜松市道路占用料徴収条例（昭和２８年条例第４９号）別表に規定する額に相当する額とする。

6　使用期間が１年に満たない場合の使用料は、次に掲げる区分により計算する。

(1) 条例第２条第１項の規定により使用料を算定する場合は、同項の規定により算出した年額を日割りで計算する。この場合において、１年は３６５日とする。（閏（じゅん）年のときも同じ。）

(2) 条例第２条第２項の規定により使用料を算定する場合は、同項の規定により算出した金額が年額であるときは、月割り計算とする。この場合において、使用期間が１月未満のとき又は使用期間に１月未満の端数があるときは当該１月未満の期間又は１月未満の端数は１月として計算する。

7　使用面積及び使用料の端数は、次のとおり処理する。

(1) 使用面積は水平投影面積（上から見て影になる面積）で計算し、小数点第２位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 使用料に１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

8　消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、次のとおり処理する。

(1) 建物（住居部分を除く。）の使用許可にあっては、当該建物とこれに係る土地の使用料は消費税を徴収する。

(2) 土地の使用許可にあっては、消費税は徴収しない。ただし、使用期間が１月未満の場合は消費税を徴収する。

（使用料の徴収の特例）

第８条　条例第３条ただし書に規定する市長において特別な理由があると認めて使用料を

前納しないことができるものは、おおむね次のとおりとする。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体から徴収する使用料

(2) 食堂、売店の使用料

(3) その他前納させることが適当でないと認められるとき。

（使用料の減免）

第９条　条例第４条の規定により、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に短期間使用させるとき。

(2) 不特定多数の者を対象とした産業振興、地域活性化を主な目的とする非営利事業の用途に短期間使用させるとき。

(3) 使用許可を受けた者が、地震、水害火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。

(4) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。

(5) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、次の用に供させるとき。

①　災害対策の施設及び訓練

②　わずかの部分を使用する交通安全、防犯、テレビ難視聴（人工的な原因は除く）対策の施設、三角点・電子基準点の施設、ごみ及び資源物集積の施設

③　地域住民の親睦、健康増進を図ることを目的とする短期間の事業

(6) 市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐又は代行する者が、当該補佐又は代行する事務及び事業の用に供するため使用するとき。なお、市の事務及び事業を補佐又は代行する者が自主事業を実施する場合であっても、主として公益の業を行うことを目的として設立されたものが、設立目的に従った本来の事業の用に供するため使用させるときも含む。

(7) 学校の売店等の施設の用に供させるとき。

(8) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第４２条に規定する厚生制度の用に供するため使用させるとき。

(9) 地方公務員法第４３条第１項に規定する共済制度の用に供するため使用させるとき。

(10) 専ら本市の事業に供するため設置された電柱等、その他これらに類する施設の用に供するため使用させるとき。

２　条例第４条の規定により、使用料の１／２を限度として減額することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するとき。ただし、前項及び第３項に該当するものは除く。

(2) 公の施設の利用者の便宜のために食堂、売店等の施設の用に供させるとき。ただし、自動販売機等は除く。

(3) 公の施設の利用者等の便宜のために運輸、通信事業その他の公益事業の用に供させるとき。

3　条例第４条の規定により、使用料を特に減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 職員の福利厚生の増進を図るため、特に必要があると認められるとき。

(2) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５３条に規定する職員団体及び労働組合法（昭和２４年法律第１７４号）第１１条第１項に規定する労働組合の用に供させるとき。

(3) 公益社団法人又は公益財団法人が運営する看護専門学校、歯科衛生士専門学校及び医薬品情報管理センター、その他これらに類する用に供させるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

4　減免の取扱いについては次のことに留意しなければならない。

(1) 使用料は原則有償であり、前３項の規定により当然減免すべきものではないのでこの適用には特に慎重を期さなければならない。

(2) 減免は、使用者と使用目的との両方の事情を勘案して決定しなければならない。

(3) 使用料の減免を行っている使用許可の更新を行うときは、当該使用許可に係る使用料を減免すべきか否かを再度検討しなければならない。

(4) 使用料を減免しようとするときは、減免の必要性を詳細に記載した減免申請書を徴さなければならない。

(使用料の還付)

第９条の２　条例第５条の規定により、還付する使用料の計算は、第７条第６項の規定を準用する。

(使用料の督促等)

第１０条　行政財産の使用料を市長が定める納付期日までに納めない者に対する延滞金の徴収及び督促については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和３３年浜松市条例第５号）及び浜松市債権管理条例施行規則(平成１９年浜松市規則第１３３号)に定めるところによる。

（光熱水費等の負担)

第１１条　行政財産を使用する場合、通常生ずる維持管理の費用並びにそれに附帯する電話、電気、ガス及び水道等の光熱水費（以下「光熱水費等」という。）は使用者の負担とする。

2　光熱水費等の算定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用者に負担させる光熱水費等の額は、計量器等により金額が算出できるときは当該金額により、その他の場合は使用者の使用比率、使用人員等を勘案して決定すること。

(2) 前号の規定にかかわらず、自動販売機等の設置に係る電気料の額については、次の

算式により算定すること。

ア 個別メーターを設置している場合

月額電気料＝（電力量単価＋燃料費調整単価＋その他賦課金単価等〔税込〕）×個別メーターの数値により算出する月間消費電力量

イ 個別メーターを設置していない場合

月額電気料＝（電力量単価＋燃料費調整単価＋その他賦課金単価等〔税込〕）×消費電力量（※）×１日の使用時間×１月の稼働日数

※ 自動販売機に添付された仕様による定格消費電力

(3) 現金自動預金支払機の電気料は、計量器による消費電力量により実費とすること。

３　光熱水費を負担させる方法は、市が使用者から徴収してそれらの供給者に支払うか又は使用者が直接それらの供給者に支払わせるかのいずれかの方法で行う。

４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、光熱水費を市の負担とすることができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するとき。

(2) その他公益上、特にやむを得ないと市長が認めるとき。

５　第１項に規定する光熱水費等を市長が定める納付期日までに納めない者に対する遅延損害金の徴収及び督促については、前条の規定を準用する。

（他の課の事業の用に使用させる場合）

第１２条　行政財産に係る事務又は事業を所管する課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）の長（特別の事情があると市長が認める場合にあっては、市長が別に定める者。以下「主管の長」という。）は、次に掲げる場合で特にやむを得ないと認めるときは、その管理する行政財産を他の課の事業の用に使用承認（以下「使用承認」という。）することができる。なお、この場合は規則第９条の規定に係らず、次の第２項から第５項までのとおりとする。

ア　使用期間が一時的又は使用目的が臨時的であるとき。

イ　わずかな部分を使用させる場合で、当該部分を所属替及び用途変更区分することが困難又は不適当であるとき。

２　主管の長は、行政財産を使用しようとする課があるときは、当該課の長から行政財産使用承認申請書を提出させることとし、当該申請書には第３条に規定する書類を添付させることとする。

３　主管の長は行政財産使用承認申請書の提出があった場合はこれを審査し、適当と認めたときは行政財産使用承認書を交付することとする。

４　使用承認の期間は、３年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときはこの限りではない。

５　前項に規定する使用承認の期間は、更新することができる。

（使用許可の回議書）

第１３条　使用許可の回議書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 使用者（法人の場合は、名称及び代表者名）

(2) 使用物件

(3) 使用目的

(4) 使用期間

(5) 使用許可する理由

(6) 使用料の算定方法（減免する場合も算定すること）

(7) 使用料（減免する場合はその理由と減免した額）

(8) 使用料の納入期限及び納入方法（前納しない場合はその理由）

(9) 光熱水費等の算定及び納入方法（市の負担とする場合はその理由）

（合議）

第１４条　規則第９条第２項に規定する合議事項及び合議先は別表のとおりとする。

（様式）

第１５条　この要領の施行に必要な様式は、別に定める。

附　則

１　この要領は、平成８年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に使用許可を受けている者の使用許可に係る第５及び第７の適用については、なお従前の例による。ただし、第５ただし書きの規定により期限を定めないものは除く。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第４０条第１項又は第４１条第１項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第１０６条第１項（整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第１３１条第１項の規定により整備法第４５条の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第９条第３項第３号の規定を適用する。

附　則

この要領は、平成１４年１１月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に使用許可を受けている者の使用許可に係る第９条の適用については、なお従前の例による。ただし、第５条ただし書きの規定により期限を定めないものは除く。

附　則

この要領は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年１０月２８日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２４年２月１３日から施行する。ただし、第１０条及び第１１条第５項の改正規定は、平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２３年度予算に係るものはこの要領にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

別表（第１４条関係）

合議事項・合議先		本庁組織		区役所組織			関係条項
		財務部長合議	庁舎・資産管理担当課長合議	財務部長合議	庁舎・資産管理担当課長合議	区振興課長合議	
(1) 行政財産を新規に使用許可しようとするとき又は前年度に使用許可しているもので、内容の変更（期間短縮及び相続税課税標準価格等の改定に伴う使用料の変更を除く。）を伴う使用許可をしようとするとき（ただし、電柱等を除く。）		○	○	○	○	○	－
(2) (1)以外のもののうち、次に掲げるもの							
国、他の地方公共団体に対して使用許可する場合（ただし、軽易なものを除く。）		○	○	○	○	○	第２条第１項第１号
市長が特に使用許可することを必要と認める場合		○	○	○	○	○	第２条第１項第９号
使用料の算定にあたり、市長の承認を得て、既定の算定方法と別に価格を定める場合		○	○	○	○	○	第７条第４項
使用料を特に減免する場合	職員の福利厚生の増進を図る	○	○	○	○	○	第９条第３項第１号
	職員団体及び労働組合の用に供させる	○	○	○	○	○	第９条第３項第２号
	公益社団法人等が運営する看護専門学校、歯科衛生士専門学校、医薬品情報管理センター、その他類する用に供させる	○	○	○	○	○	第９条第３項第３号
	市長が特に減免することを必要と認めるとき	○	○	○	○	○	第９条第３項第４号
使用料を前納させない場合（ただし、国、他の地方公共団体その他公共的団体から徴収する使用料及び食堂、売店の使用料を除く）		○	○	○	○	○	第８条第３号
光熱水費等を市が負担する場合（ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するときを除く。）		○	○	○	○	○	第11条第４項第２号

～　　このページは白紙です　　～

Ⅰ－４

こども家庭部指定管理者選定会議設置要綱

（設置）

第１条　浜松市こども家庭部所管における公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定を公平かつ適正に実施するとともに、指定管理者の行った管理業務を適切に評価するため、庁内会議としてこども家庭部にこども家庭部指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

（選定会議の所掌事務）

第２条　選定会議は、それぞれ所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定等に関し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 指定管理者の候補者の選定基準の作成、選定方法の決定に関すること。

(2) 指定管理者の候補者の選定を行うこと。

(3) 指定管理者に対する管理業務の評価に関すること。

(4) その他選定等に関する重要な事項に関すること。

（選定会議の組織）

第３条　選定会議は、５人以上１０人以下かつ市職員半数以上の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちからこども家庭部長が別に定める。

(1) こども家庭部長

(2) こども家庭部次長

(3) 公の施設を所管する課長等

(4) 施設の運営等に関して知識を有する者（運営面）

(5) 施設を利用する団体等の代表者（利用面）

(6) 経営状況に関する知識を有する者（経営面）

３　選定会議に委員長及び副委員長を置き、委員長はこども家庭部長、副委員長はこども家庭部次長をもって充てる。

４　委員の任期は、依頼された日から当該年度末までとする。

５　委員は、再任することができる。

（委員長の職務及び代理）

第４条　委員長は、選定会議を代表し、会務を総理する。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

３　指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の行った管理業務の評価等に際し、当該指定管理者の候補者及び指定管理者の役員に就任している委員は、当該案件に係る議決権がないものとする。

（会議）

第５条　選定会議は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名した者が議長となる。
２　選定会議は、委員の過半数が出席し、かつ、出席委員の半数以上が市職員の委員でなければ開くことができない。
３　選定会議の議事は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員が選定会議の所管する指定管理者の申請者の役員として就任している場合においては、当該委員は、当該公の施設に係る選定の審査から除斥するものとする。
（意見の聴取）
第６条　委員長は、第２条第２号及び第３号に関する所掌事務を遂行するに当たっては、施設所管課、市民、利用者等の意見を聴くこととし、必要があると認めたときは、出席を求めることができるものとする。
２　前項については、その意見を書面に残すものとする。
（守秘義務）
第７条　委員は、第２条の所掌事務を処理する上で、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（庶務）
第８条　選定会議の庶務は、次世代育成課で行う。
（細目）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２０年６月２日から実施する。
附　則
この要綱は、平成２１年６月１６日から実施する。
附　則
この要綱は、平成２２年５月２７日から実施する。
附　則
この要綱は、平成２８年５月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

Ⅱ　浜松こども館

～　このページは白紙です　～

Ⅱ－１

○浜松こども館条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童に健全な遊びと創造的な体験及び交流の場を提供し、もって次代を担う児童の健全な育成と子育ての支援を図るため設置するこども館について必要な事項を定める。

（名称及び位置）

第２条　浜松こども館（以下「こども館」という。）は、浜松市中区鍛冶町１００番地の１に置く。

（事業）

第３条　こども館は、次に掲げる事業を行う。

⑴ 児童の遊びに関する設備等を設置して、その利用に供すること。

⑵ 人形、遊具、図書等を展示し、又は児童の利用に供すること。

⑶ 児童の健全な育成に関する講演会、講習会等を開催すること。

⑷ 児童の健全な育成に関する情報を収集し、及び提供すること。

⑸ 児童の健全な育成に資する活動を担う指導者を育成すること。

⑹ 育児の相談に関すること。

⑺ 託児に関すること。

⑻ 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

（開館時間）

第４条　こども館の開館時間は、午前１０時から午後５時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。）は、午前１０時から午後６時までとする。

第５条　前条の規定にかかわらず、第７条第１項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

（休館日等）

第６条　こども館の休館日は、１２月２９日から翌年の１月１日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

（指定管理者による管理）

第７条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４

条の２第３項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にこども館の管理を行わせるものとする。

２　指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第３条各号に掲げる事業に関する業務

(2) こども館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前２号に掲げるもののほか、こども館の管理に関して市長が必要があると認める業務

（入館の制限）

第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

(3) めいていしている者

(4) 感染症にかかっている者又はそのおそれがある者

(5) 管理上必要な指示に従わない者

（平１７条例２８９・平２１条例１４・一部改正、平２５条例４１・旧第７条繰下・一部改正）

（託児室の利用）

第９条　こども館は、託児室において生後６箇月以上で満３歳に満たない者（以下「乳幼児」という。）の託児を受けるものとする。

２　託児室の利用時間は、１回につき３時間以内とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　指定管理者は、乳幼児が病気にかかっているときその他託児を受けることが適当でないと認めるときは、託児を受けないことができる。

（平１７条例２８９・追加、平２５条例４１・旧第７条の２繰下）

（利用料金の納付）

第１０条　こども館に入場をしようとする者にあっては入場の際、託児室を利用しようとする者にあっては利用の際、指定管理者に対し、利用料金（法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、回数利用券による

場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

２　指定管理者は、こども館に入場（団体による入場を除く。）をしようとする者及び託児室を利用しようとする者の利便を図るため、利用料金に係る回数利用券を発行するものとする。

３　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

４　指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

５　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第１２条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償の義務）

第１３条　こども館の施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失させた者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第１０条関係）

１　入場料

区分		金額
個人	小人	100円
	大人	200円
団体	20人以上1人につき	個人に係る入場料の8割に相当する額
	80人以上1人につき	個人に係る入場料の6割に相当する額

備考

１　小人とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準じる者を、大人とは満１５歳以上の者であって、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準じる者以外のものをいう。

２　託児をした者が再入館する場合の入場料は、無料とする。

２　託児室

区分	金額
乳幼児1人につき1時間までごとに	600円

Ⅱ－２

○浜松こども館条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、浜松こども館条例（平成１３年浜松市条例第３６号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（入館券）

第２条　浜松こども館（以下「こども館」という。）（託児室を除く。）の利用は、入館券によるものとする。ただし、団体で利用しようとする場合及び指定管理者が必要があると認める場合は、この限りでない。

（託児室利用の申込み等）

第３条　託児室を利用しようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申し込まなければならない。

(1) 申込者の住所及び氏名並びに電話番号又は連絡先

(2) 利用日時

(3) 託児室において託児をする乳幼児の氏名、性別、生年月日及び申込者からみた続柄

(4) 託児室において託児をする乳幼児を迎えに来る者の住所、氏名及び申込者からみた続柄並びに電話番号又は連絡先

(5) 緊急時に連絡をとることができる者の住所、氏名及び申込者からみた続柄並びに電話番号又は連絡先

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　指定管理者は、前項の規定による申込みがあった場合において適当と認めたときは、その旨を申込者に通知する。

（申込みの取消し等の申出）

第４条　前条第２項の規定により通知を受けた申込者がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

（利用料金の減免）

第５条　こども館の入場料に係る条例第１１条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者が利用する場合　免除

(2) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者が利用する場合　免除

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用する場合　免除

(4) 前３号に掲げる者を介護する者が当該介護のために利用する場合　免除（１人分に限る。）

(5) 市内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合　免除

(6) 前号に掲げる場合において、同号に規定する者を引率する教職員が利用する場合　免除

(7) 教育活動又は保育活動として利用する市内の幼稚園及び保育所の園児並びにこれらに準じる者を引率する教職員が利用する場合　免除

(8) ２０人以上の団体が利用する場合において、当該団体を引率する者（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の乗務員、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）に規定する旅程管理業務を行う者その他これらに準じる者に限る。）が利用する場合　免除

２　利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の還付）

第６条　利用料金の還付を受けようとする者は、前項第１号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（事業報告書の提出期限）

第７条　浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第９条の規則で定める期間は、毎年度終了後４５日以内とする。

（遵守事項）

第８条　こども館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（細目）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

～　　このページは白紙です　　～